

令和4年度
流山市国民健康保険実施計画



流山市 市民生活部 保険年金課

事項	内容	新規・継続	担当係	施 計 画		予定期
				主な事業実施	事項詳細	
1 適用・適正化対策の推進 (1)適用・適正化調査	<p>国民健康保険加入者のうち、重複加入していると思われる方や、他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる方に対しては、調査依頼を送付し、資格の適正化を図る。</p> <p>国民健康保険加入届出の遅延者については、オンライン資格確認システムの本格稼働に伴い、加入届出遅延の疑いがある者の情報が市に提供されることから、当該情報の活用を検討する。</p> <p>加入・喪失手続きについて窓口へ出向かなくても、手続きができるよう郵送での手続きを行い、電子申請システムの活用を検討する。</p>	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> 対象者への調査依頼 市広報紙やホームページ等への掲載 加入届出遅延情報の活用検討 加入・喪失手続きの電子申請システム活用検討 	11月 12月 3月 随時 随時	
(2)未申告者対策	未申告者の所得把握のため、簡易申告書を送付する。	継続	国民健康保険係 (市民税課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民税課による文書催告 保険年金課独自の文書催告 他市町村への所得照会 	9月 6月 新年度当初5月・随時	
(3)居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理	「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領」に基づき、職員による実態調査を実施し、市民課に職権消除を依頼する。	継続	国民健康保険係 保険料収納係 (市民課)	居所不明被保険者の資格喪失処理	通年	
(4)2重加入者の職権による資格喪失	<p>「被保険者資格に係る職権資格喪失事務要領」に基づき、勤務先へ社会保険調査を実施し、重複加入の可能性のある方について、喪失手続きを促す勧奨通知をし、指定期間内に回答の無い方について、職権で国保資格を喪失させる。</p> <p>オンライン資格確認システムの本格稼働に伴い、資格重複情報が市に提供されたことから、当該情報を活用した喪失手続きを促す勧奨通知を実施する。</p>	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先への調査 対象者への通知 資格重複情報の活用検討 	通年 随時	

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	施 計 画		予 定 実施時期
				主 な 事 業 実 施	事 項 詳 細	
2 保険料の収納率向上対策の推進 (1)滞納整理計画の策定	目標収納率を設定し、目標達成のための具体的な実施方法、実施体制等を明記した「令和4年度国民健康保険料収納実施計画書」を作成し、収納率向上に向けての滞納整理事業を展開していく。	継続	保 险 料 収 納 係	・令和4年度収納率目標 現年分 95.82% 繰越分 44.02% ・事業計画による進行管理		通 年
(2)滞納世帯の実態分析	所得段階別、職業別、区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行う。	継続	保 险 料 収 納 係	・分析結果に基づく問題点を把握し、効果的対策を検討する。		8月～
(3)徴収体制の強化	地区担当、大口担当及び債権回収対策室を含め、総合的に滞納対策に取り組む。	継続	保 险 料 収 納 係	・全庁的な収納機能の強化を図る。 ・原則40万円以上の高額滞納については、債権回収対策室へ移管し、強化を図る。 ・保険年金課として継続・徹底した催告及び滞納整理を実施する。		通 年
(4)納期内納付の推進	納付方法別において収納率が最も高い口座振替制度の原則化に伴い新規加入者に対しては、申請時に口座振替を積極的に勧めるなど、口座振替の一層の推進を図る。	継続	保 险 料 収 納 係 国民健康保険係	・窓口での勧奨 ・市広報紙やホームページ等での啓発 ◎令和4年度口座加入率目標値 50.00% (令和3年度見込 40.33 %)		随 時
(5)納付環境の整備	納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を図る。	継続	保 险 料 収 納 係	・保険料の納付方法として、令和4年4月1日より、F-REGI公金支払い(クレジットカード納付)を導入。同じく、既存のLINE Pay請求書払いに加え、キャッシュレス決済ではau PAY、d払い、J-Coin、PayPayを導入したため、これらの周知をホームページ等で図る。		通 年

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
(6)年金受給者からの特別徴収	国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする特別徴収を開始する。	継続	国民健康保険係 保険料収納係	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に保険料を徴収することで、負担の均衡を図る。 《一定要件》 ・年金額が年額18万円以上、かつ国民健康保険料と介護保険料の1回当たりに徴収する保険料の合計額が、2カ月に1回支給される年金額の2分の1を超えない方等。 	年金月
(7)被保険者指導の徹底	文書催告はもとより、短期被保険者証や資格証明書を発行することで、滞納者との未接触を解消し、納付相談を持つことで被保険者の状況を把握し、適切な納付指導を行う。 現年度滞納者に対してコールセンターによる未納のお知らせを行う。	継続	保 險 料 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ・文書催告(督促、催告、弁明書) ・短期被保険者証、資格証明書の発行 ・休日納付相談会の開催(年2回) ・保険料に見合わない分納額に対して来庁要請を行い、適正な分納額とする。 ・コールセンターから電話または文書により、保険料の未納をお知らせする。 	随 時 8、12、3、6月 4・9月 通 年 通 年
(8)滞納処分の強化	滞納者個々の生計状況を把握し、悪質な滞納者に対しては、保険制度の秩序及び公平性を保つ意味からも、滞納処分の実施を徹底する。	継続	保 險 料 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な滞納者の財産や収入状況を調査し滞納処分を実施する。 	通 年
(9)職員の資質・意欲の向上	職員の研修、啓発を通して資質の向上を図る。	継続	保 險 料 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ・収納実績の評価及び収納率向上に向けての研修などに参加する。 ・滞納処分の実務(差押から換価)に関する研修などに参加する。 ・係内ミーティングを適宜に実施し、研修の成果を共有する。 	随 時

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	施 計 画		予 定 実施時期
				主 な 事 業	実 施 予 定 事 項 詳 細	
3 医療費適正化対策の推進						
(1)レセプト点検の充実	職員の配置及び職員研修等の受講により、一層の点検事務の充実を図る。	継続	国民健康保険係	・連合会によるレセプト点検職員研修に参加し、点検事務の充実強化を図る。		7~11月 (年1回)
(2)医療費通知	総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度の理解を求め、医療費適正化に資する。また、マイナポータルでの医療費通知情報閲覧について周知を図る。	継続	国民健康保険係	・受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、医療費総額、医療機関名を表示 ・マイナポータルでの医療費通知情報閲覧に関するホームページ等への掲載		1月、3月 (年2回) 随時
(3)ジェネリック医薬品使用促進通知	被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた際の経済的負担の軽減度を具体的に示し通知する。	継続	国民健康保険係	・受診者氏名、ジェネリック医薬品での費用 ・ジェネリック医薬品の使用を奨励するためのPRを印刷したカードケースを配付する。 <u>◎令和4年度目標</u> ⇒ジェネリック数量シェア84% (令和3年度実績:83%)		8月、2月 (年2回) 通 年
(4)医療費データベースの整備・活用	国保連合会で作成している医療費分析資料の活用。	継続	国民健康保険係	・疾病傾向等を調査・分析し、保健事業及び医療費適正化に活用する。		随 時
(5)第三者行為(国民健康保険法第64条)求償事務の実施	保険診療の対象にならない傷病等についてレセプトなどを通じて調査する。	継続	国民健康保険係	・レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案の調査、また国保連合会からの通知及び病院からの連絡により把握する。世帯主等には、届出の義務等が浸透するよう周知する。 ・交通事故に係る求償事務は国保連合会に委託する。 ・第三者行為の捜索に関する取組み ・消防・包括支援センターとの連携促進		随 時
(6)療養費などの適正化	柔道整復に通院する被保険者にアンケート調査を実施し、通院状況を確認する。 重複服薬者等に対して個別訪問などを実施する。	継続 継続	国民健康保険係 国民健康保険係	・国保総合システムから頻回受診者を抽出し、アンケートにより受診状況を確認し医療費の適正化に取り組む。 ・国保連合会から提供される重複受診者該当リストを活用し、薬剤師及び保健師による戸別訪問などを実施する。	11月 7月～1月	

事 項 别 実 施 計 画					
事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施	予 定
					実施時期
(7)保険者間調整	資格喪失後の受診による不当利得の返還について、被保険者及び医療機関を介さず、直接保険者間で調整する方法を推進する。	継続	国民健康保険係	・被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の手続きを、被保険者の負担の軽減を図るため、保険者間で調整する。	通 年
4 保健事業の充実 (1)人間ドック及び脳ドック助成事業の実施	人間ドック・脳ドック助成事業の実施により、被保険者の健康の保持、増進に資する。	継続	国民健康保険係	・人間ドック及び脳ドック利用助成 ・次期データヘルス計画策定に向けて、人間ドック及び脳ドックにおける効果の検証を進める。	通 年
(2)あんま・はり等助成事業の実施	あんま・マッサージ等施設利用者に助成金を交付し、医療費の適正化に資する。	継続	国民健康保険係	・あんま・はり等施設利用助成	通 年
(3)「健康を支える栄養学」による健康管理増進事業	年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として、食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」に係る講座等を実施し、医療費の適正化に資する。	継続	国民健康保険係	・「健康を支える栄養学」に基づく調理実習及び各種講座、学習会を実施する。	通 年
(4)特定健康診査・特定保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健指導が各保険者に義務付けられ、適切な医療費の確保を図り、医療費の適正化を推進するため、生活習慣病の予防を目的として実施する。 また、第3期実施計画に基づき、更なる特定健康診査の受診率の向上を目指し、令和3年度に引き続き令和4年度においても、人工知能(AI)を活用した受診勧奨及び65歳未満の課税世帯に限り徴収していた1,000円の自己負担金を無料とする。	継続	国民健康保険係 健 康 増 進 課	・4月1日を基準日として、国民健康保険被保険者のうち、40歳以上75歳未満の方に受診券を発行して、医師会を通じて契約した実施機関において、特定健康診査を実施する。 ・特定保健指導は、健診を受けた方のうち保健指導をする必要のある方に対して、動機付け支援や積極的支援を行い、医療費の適正化に努める。 ・第3期実施計画に基づき、令和5年度までの国が示す特定健康診査及び特定保健指導の受診率目標値60%に向か、事業実施部門の健康増進課及び医師会と連携し、事業を実施する。 ・人工知能(AI)を活用した受診勧奨 ◎令和4年度目標 ⇒特定健診受診率 57% (令和2年度実績:43.31%)	6~9月 通 年 通 年 6月

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
					実施時期
(5)データヘルス計画の実施	平成29年度に策定し、令和2年度に中間評価(中間見直し)をした「第2期データヘルス計画」に基づく事業を実施する。	継続	国民健康保険係 健 康 増 進 課	・主に健康増進課の保健師等の訪問指導により、40歳から50歳代の被保険者の①特定健診受診率向上対策、②40歳代の被保険者の特定保健指導実施率向上対策③糖尿病重症化予防対策をPDCAサイクルにそって実施する。 ◎令和4年度目標 ⇒データヘルス計画で位置付けた目標数値	通 年
5 その他	①適正な保険料の検討	継続	国民健康保険係 保 险 料 収 納 係	・国保財政の健全化を目指し、適正な保険料の賦課とともに収納対策を検討する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、被保険者への負担感等を十分考慮した上で適切な時期に適正な保険料水準を検討する。	通 年
	②一般会計からの法定外繰入(赤字分)の削減に向けた施策の実施	継続	国民健康保険係 保 险 料 収 納 係	・令和3年度に実施した「事業財政健全化計画」の中間評価(見直し)に基づき、必要な施策を実施する。	通 年
	③千葉県市長会や国保連合会を通じて、国保制度運営上の問題点や改善点等について、国に要望する。	継続	国民健康保険係 保 险 料 収 納 係	・不当利得の保険者間調整の簡素化 ・国民健康保険料の県内統一化	通 年
	④マイナンバー制度の連携	継続	国民健康保険係 保 险 料 収 納 係	・平成29年7月から他自治体等とのマイナンバーに係る情報連携の開始し、国民健康保険の資格及び給付の情報照会や情報提供を行う。	通 年
	⑤マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認	継続	国民健康保険係	・マイナンバーカードを被保険者証として利用できることを周知する。 ・関係部署と協力してマイナンバーカードと被保険者証の紐づけサポートを行う。 ・マイナンバーカードで受診できる医療機関の把握と情報提供を行う。	通 年

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
					実施時期
	⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響で一定程度の収入の減少が見込まれる世帯の国民健康保険料を減免	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙やホームページ等への掲載 ・減免周知チラシを国保全世帯へ配布・申請受付 <p>(令和4年度国民健康保険料当初納付書発送時に同封)</p>	6月
	⑦ 紙与等の支払いを受けている被用者であって、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われ、療養のために労務に服することができない場合に傷病手当金を支給	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙やホームページ等への掲載 <p>※現時点では、6月30日までの療養が対象であるが、国の動向を踏まえ延長の是非を検討予定</p>	隨時
	⑧納付証明書の発行	継続	保 険 料 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の在留資格である「特定技能」について、資格更新の際に、社会保険料等の納付確認が必要なため、証明書の発行を行う。 	通 年